



日常生活の賠償事故に備えて

「日常生活賠償特約」のおすすめ

日常生活における自動車事故以外の賠償事故を補償します。
日本国内で発生した事故については、示談交渉から事故解決まで、
当社が協力・援助を行います。

例えばこのような事故のとき

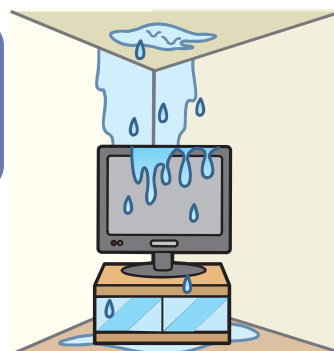
他人にケガをさせた!

- 自転車に乗っていて歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!



他人のものを壊した!

- 水漏れを起こし階下のお宅の家具を汚してしまった!



日常生活には
多くの賠償リスクが
ひそんでいるな...



- 飼い犬が近所の子どもに噛みついた!



- 買物中にうっかり展示してある商品にぶつかり、壊してしまった!



記名被保険者またはそのご家族の方が、日本国内外での日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。

詳しくは裏面をご覧ください。

日常生活賠償特約

■ 本特約の補償内容

日本国内外における記名被保険者の居住の用に供される住宅^(注1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、被保険者（補償の対象となる方）の日常生活^(注2)に起因する偶然な事故^(注3)により、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします^(注4)。

(注1)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

(注2) 記名被保険者の居住の用に供される住宅以外の不動産や自動車（ゴルフ場におけるゴルフカートを除きます）および原動機付自転車の所有、使用または管理による事故はお支払いの対象となりません。

(注3) 対象の事故を、日本国内での被保険者の自転車乗車中にその自転車の運転に起因して発生した偶然な事故に限定した自転車賠償特約もあります。

(注4) 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。

複数のご契約があるお客さまへ

この特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、この特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保が事故の解決に向けて相手の方との示談交渉^(注)も行います。

ただし、以下の場合、当社による示談交渉および援助はできませんので、ご注意ください。

- ・日本国外で発生した事故の場合
- ・相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合
- ・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合

(注) 話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

■ 被保険者（補償の対象となる方）

- 1.記名被保険者 2.記名被保険者の配偶者 3.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
4.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子

※上記1～4のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に限ります）を含みます。ただし、その責任無能力者に関する偶然な事故に限ります。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者または被保険者の故意によって発生した損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ・被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

■対象となるご契約

- タフ・クルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)
- タフビズ事業用自動車総合保険
- タフ・つながるクルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険プラスS
- タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)
- 二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約(一般総合自動車保険)

※記名被保険者が個人のノンフリート契約に限ります。

■ 特約保険料（保険期間1年の場合）

一時払	1,850円	団体扱・集団扱一括払	1,760円
口座振替12回払	160円／月々	団体扱・集団扱12回払	150円／月々

※保険期間が長期の場合や、大口団体割引が適用される場合等、上記と保険料が異なることがあります。

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険パンフレット」「タフビジネス車用自動車総合保険パンフレット」「セーフティツーリングパンフレット」のいずれかのパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約（車両運行情報による保険料精算に関する特約用）」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス（ドラレコ型）」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラスS」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険（ドラレコ型）」は「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフビジネス車用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。「セーフティツーリング」は二輪自動車・原動機付自転車を保険の対象とした一般総合自動車保険（ノンフリート契約）のプラン名称です。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101(無料)

電話受付時間 平日:9:00~19:00 土日・祝日:9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます)

<https://www.aijoinissaydowa.co.jp/>

- ご相談・お申込先

○○
〒000-0000

☐ 0000 0000

電話：000-000-0000 FAX：000-000-0000

(211001) (2021年10月承認) GB21A010589 (16-806)